

【事例 6】

～市が耕作放棄地を活用し35箇所の市民農園を開設～

【愛知県・江南市】

(1) 経緯

- 江南市は名古屋市から20km圏に位置する人口は約10万人の街で、公共交通機関により名古屋市と約20分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進んでいる。また、かつては養蚕の産地であり、畑作地帯である。
- 市民農園への取組は、昭和62年に市街化区域内で市が独自に市民農園を開設したのが始まりである。
- その後、平成2年に特定農地貸付法が制定された後、農家の高齢化等に伴い増加する耕作放棄地を同法に基づき市民農園として有効活用を図ってきている。市北部を中心に小規模で分散している耕作放棄地（1箇所の面積は120㎡～991㎡）を、農家から借り受けて市民農園を開設しており、現在では35箇所、総面積は約3.9haである。
- 利用者は630名程度に及び、中高年の他、サラリーマン家庭の女性の利用が多い。



市民農園看板



園内の通路は50cm幅程度

(2) 取組の状況

①用地の確保

- 近年では、農家の申し出があった農地について、畑作利用の適性、周辺の住宅地の状況からみた利用の見込み等を考慮して開設している。農地所有者との契約は3年契約であり、借地料の設定は標準小作料、水利費及び固定資産税相当額により行っている。場所により異なるが、標準的なところで年1万9千円/10aである。
- 市民農園用地の対象地は、草刈り程度で耕作可能な土地であり、灌木が生えているような耕作放棄地は対象としていない。

②市民農園の施設

- 農園はロープで区画割りを行っており、1区画は16㎡、100㎡の2タイプがあり、園内には50cm幅程度の通路を設けている。なお施設整備は特段行っておらず、看板設置程度である。
- 農園には駐車場がなく、利用者は自転車もしくは徒歩で通っている。農具を保管する施設は、利用者が撤去可能で簡易なものを設置している。また、かんがい施設については給水栓がほとんどの農園で完備されている。



畑かんがいの給水栓



杭とトラロープで区画割り

③開設手続きの状況

■市の手続きとしては、

ア 農地所有者との貸借契約

イ 利用者への貸付けの基本的要件や農園の所在、所有者、年間賃貸料等を示した「特定農用地貸付規程」等を農業委員会に提出して行う承認申請などを行っている。

■農地所有者との貸借契約は3年契約であり、双方に異存がない場合は自動的に更新することとし、現状ではほとんど更新されている。

■利用者との契約は1年契約であり、その利用料は16㎡区画が年2千円、100㎡区画が年5千円である。なお、利用者との貸借契約行為は特に行っておらず、利用料の支払をもって確認しており、更新についても毎年4月の利用料の徴収時に利用料が支払われれば、更新としている。

④運営の状況

■市が事務局となって市民農園の運営協議会を設置している。運営協議会は毎年度1回開催し、借地料、利用料の決定、決算報告、予算案の審議等を行っている。協議会の構成員は農業委員会会長、農地所有者代表、利用者代表等である。

■市の業務としては、農地所有者との貸借契約、借地料の支払い、農業委員会への承認申請、利用料の徴収、利用者の転居等で未利用となっている区画（現状では約950区画のうち20区画程度）の除草等の管理である。

■4月に行われる農業祭りの際には、市民農園利用者に960円相当額の野菜苗を無償で配布している。また、12月には市民農園利用者を対象とした野菜作りの講習会を開催しており、毎年200名程度が参加している。

■これらの業務には、主に1名の市職員が他の本来業務との兼務で対応している。なお、利用者への利用料納付の案内はがきの送付、利用料の徴収（利用者が市役所まで持参）、イベントの開催、運営協議会の開催時等には他の職員の応援を得ている。

■運営費は、農地所有者に支払う借地料、野菜苗の配布等のイベントの費用、未利用区画の除草費用であり、利用者からの利用料で十分まかなえており市の持ち出しはない。